

国保だより

NO.98

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3118 平成31年4月1日

国民健康保険の加入・脱退の 届出はお忘れなく

4月は、就職や入学、転出・転居など異動の多いシーズンです。国民健康保険に加入するときや、やめるときは、14日以内に届出をお願いします。

国民健康保険に加入するとき

- ◇他の市区町村から転入してきたとき
- ◇退職などで職場の健康保険などをやめたとき
- ◇健康保険の被扶養者でなくなったとき

国民健康保険をやめるとき

- ◇他の市区町村に転出するとき
- ◇職場の健康保険などに加入したとき
- ◇健康保険の被扶養者になったとき

加入の届出が遅れると

国保の保険証が交付できないため、医療費を全額自己負担しなければなりません。また、国保料は加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って賦課することになりますので、保険証を受領していなかった期間も含めて納付しなければなりません。

国保料の納付義務は、届出した日ではなく、異動した日に発生します。

やめる（脱退）届出が遅れると

職場の健康保険に加入し、国民健康保険の資格が無くなっているにもかかわらず、国保の保険証を使って医療機関で受

診してしまうと、国保で負担した医療費はすべて返還していただくこととなります。特に、職場の健康保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので、必ず脱退の届出が必要です。

自動的には切り替わりませんので、ご注意ください。

届出に必要なもの

- ◇職場の健康保険をやめたとき
 - ①退職証明書又は健康保険の資格喪失証明書など
- ◇年金手帳（60歳未満の方）
- ③本人確認できるもの（運転免許証等）
- ④個人番号がわかるもの

職場の健康保険に加入したとき

- ①国保の保険証
- ②職場から交付された健康保険証
- ③個人番号がわかるもの

届出窓口

- ・市役所国保年金課
- ・関宿支所、各出張所

4月は窓口が混雑いたします。届出の内容によっては大変お待たせすることがございますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

平成31年度の国保料について

平成31年度の国保料については、国保財政調整基金を活用し、30年度に続いて2年連続で引下げを行いました。

一人当たりの国保料は、30年度の約9万1千円から約8万5千500円へと約5千500円の引下げとなります。

多くの方が、国保料を納期内に納付していただいていることや、適正受診に努めていただいていることから、現在の国保料で国保事業を運営することができております。

今後も、国保事業の安定のために、国保料の納期内納付や適正受診へのご協力をお願いいたします。

平成31年度 国保料率等

一人当たりの国保料： 85,548円
30年度との差額： ▲5,534円

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	5.55%	2.90%	2.07%
均等割額	10,800円	12,100円	11,900円
平等割額	25,800円	なし	なし
賦課限度	61万円	19万円	16万円

※一人当たりの国保料…調定額／被保険者数（予算ベース）

平成31年度の保健事業について

4月1日より、人間ドック検査費用助成の助成額の上限を、2万円から2万5千円に増額し、助成要件の緩和を行います。

はり、きゅう、あん摩等施設利用助成については、施術1回当たりの助成額を、800円から千円に増額し、市外の施術所での施術も助成の対象とします。

変更になる事業

◆人間ドック検査費用の一部助成

◇要件・次の全てに該当する方

- ①申請日及び受検日において、野田市国民健康保険に加入している方
- ※国保加入期間1年以上の要件は、無くなりました。
- ②平成31年4月1日現在18歳以上の方

◇国保料（税）に未納がない方

◇助成額・人間ドック検査費用の2分の1（上限2万5千円）

◇申請の流れ

- ①人間ドックを受検する前に、保険証を持参し、国保年金課又は関宿支所、各出張所にて申請を行ってください。（郵送可）
- ②申請後、承認決定通知（兼助成券）を郵送しますので、記載内容を確認してください。
- ③人間ドックを受検し、検査費用

を郵送しますので、記載内容を確認してください。

（申請時に※現物給付を希望した場合は、助成額を差引いた額）を支払ってください。

※現物給付ができる市内の医療機関で受検を実施する場合で、申請から受検までの期間が約2か月以上ある場合に限り、

- ④医療機関より領収書を受け取り、保管してください。
- ⑤現金給付を希望した方は、検査結果が届いたら、②の承認決定通知に同封されていた問診票、④の領収書（写し）、振込先口座の分かるもの、印鑑、検査結果（数値の分かるもの）の写し、特定健康診査受診券又は若者健康診査受診券（手元にある場合に限る。6月下旬発送予定）を持参して、国保年金課又は関宿支所、各出張所にて助成金の請求申請を行ってください。（郵送可）

※同一年度に野田市が行う特定健康診査、若者健康診査を受診した場合、人間ドック検査費用の助成を受けることはできません。

◆はり、きゅう、あん摩等施設利用助成

◇要件・次の全てに該当する方

- ①野田市の国民健康保険に加入している45歳以上の方
- ②被保険者資格証明書の交付を受けていない方

◇助成額・1回千円、ひと月当たり助成券2枚を交付（年間24枚まで）

◇対象施術所・野田市の指定を受けた市内及び市外の施術所

◇申請の流れ

施術を受ける前に保険証を持参して、国保年金課、関宿支所、各出張所にて申請をし、助成券を受け取ってください。

※保険適用や保険併用の施術は助成対象外です。

継続する事業

◆健康ポイント事業

◇要件・次の全てに該当する方

- ①平成31年4月1日現在、18歳以上75歳未満の方
- ②平成31年4月1日から翌年1月31日までの間に野田市国民健康保険に加入している期間がある方

◇内容・ポイント交付対象事業に参加してポイントを獲得、千ポイント単位で景品と交換（上限3千ポイント）

◇申請の流れ

- ①参加要件を満たしていることを確認のうえ、ポイント台帳を入手。（6月頃に野田市ホームページに掲載予定。国保年金課、保健センター、関宿保健センター、関宿支所、各出張所窓口等で配布予定）
- ②台帳の裏に記載されている健康に

関する取組を行うと、ポイントが貯まります。（自己申告）

③千ポイント以上貯まったら、台帳に必要事項を記入して、提出期間中に国保年金課へ提出してください。（郵送可、消印有効）

※提出期間については、次号でお知らせします。

◆特定健康診査

◇要件・平成31年度中に40歳以上になる野田市国民健康保険に加入している方

◇自己負担金は今年度も無料となります。該当する方へ、受診券を6月下旬に送付します。

◆若者健康診査

◇要件・平成31年4月1日現在18歳以上で野田市の国民健康保険に加入している方（特定健康診査対象年齢前の方）

◇特定健康診査と同様の内容の検査等を無料で受診していただけます。該当する方へ、受診券を6月下旬に送付します。

【お問合せ】

○人間ドック検査費用助成、はり、きゅう、あん摩等施設利用助成、健康ポイント事業

国保年金課 国保給付係

TEL 7125-1111

（内線3115-3118）

○特定健康診査、若者健康診査

保健センター 健康増進係

TEL 7125-1188

国保料の納付はお済みですか？

平成30年度の国保料の第10期は4月1日が納期限です。第9期までの未納がある方は、早急に納付をお願いいたします。

国保料に未納がある方には、督促状、催告書等を発送し、自主納付や納付相談の案内をしています。それでも納付されない場合は、有効期間の短い短期被保険者証を交付し、さらに滞納が続くと被保険者証の返還を求めるとともに、被保険者証に代えて被保険者資格証明書（医療費等は、一旦全額自己負担になります）を交付します。

特別な事情があり、未納分の一括納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、滞納のままにせず、早めに収税課で今後の納付について相談してください。



【納付相談窓口・日時】

- 市役所2階 収税課
平日8時30分～20時（祝日除く）
日曜日8時30分～17時15分
（土曜日・年末年始除く）
- いちいのホール1階
収税課関係事務所
平日8時30分～17時15分
（祝日・土曜日・日曜日・年末年始除く）

始除く）

国保料の納付は

便利な口座振替で!!

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。

市内金融機関や市役所国保年金課又は収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」でお申込みください。

なお、31年度の第1期（7月1日納期限）から口座振替を利用する場合は、4月末までにお申込みください。

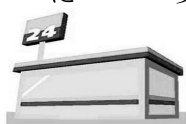
【申込みの際の注意事項】

- ・納付義務者である世帯主の印、振替口座の預貯金通帳と届出印を持参してください。
- ・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等で

国保料の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていきますので、納期限や金額、期別をよく確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストア等（ゆうちょ銀行、郵便局を含む）では納付できません。なお、領収証書は大切に保管してください。



一部負担金の減免制度

入院治療を受ける方で、次に該当する方のうち、収入が一定要件に該当する場合、一部負担金の減免等を受けられる制度があります。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は住宅、家財若しくはその財産について著しい損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

詳しくは、国保年金課へお問合せください。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

千葉支部からのお知らせ

平成31年度の協会けんぽ千葉支部の保険料率は、本年3月分（4月納付分）より現状の9・89%から9・81%に引下げとなりました。一方、介護保険料率は現状の1・57%から1・73%に引上げとなります。

保険料率は、加入者の皆様の医療費等に基づき都道府県ごとに設定し、千葉支部では健診の推進やジェネリック医薬品の普及促進など医療費の適正化に向けた取組を進めています。

【お問合せ】

協会けんぽ千葉支部

企画総務グループ

TEL 043-308-0522

還付金詐欺が

多発しています!

市役所の職員を名乗る者からの不審電話が多発しています。内容は、「以前、お知らせした医療費の還付手続がまだお済みでないようなので連絡しました。今日が締め切りです。急ぐので、ATMを使って返金します。折り返し、銀行から電話をします。」などで、ATMは銀行内ではなく、ショッピングセンターやコンビニなどの施設に設置してある場所を指定してきます。

市役所では、還付金の受け取りについて、ATMで手続をしていたかどうかは一切ありません。

ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手にせず、すぐに最寄りの警察署又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルに連絡してください。

【注意事項】

●取引金融機関や口座番号・暗証番号、携帯番号などの個人情報を教えない。

●相手の名前、所属、電話番号を聞く。

●教えられた電話番号に電話しない。

【お問合せ】

○野田警察署 TEL 7125-0110

○振り込め詐欺相談専用ダイヤル

TEL 0120-494-506

収入が無い方や少ない方も 所得の申告を

世帯の所得状況によっては、国保料の軽減が適用になる場合や、医療費の月額の上限額（高額療養費自己負担限度額）が下がる場合があります。国保加入者で収入の無い方や少ない方、又は確定申告や年末調整で扶養となっている方も、必ず所得の申告をするようお願いいたします。

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック（後発）医薬品とは、特許が切れた先発医薬品と同じ成分分を使って製造され、厚生労働省に承認された薬です。

価格は品目ごとに様々ですが、中には先発医薬品の半額以下の薬もあります。

日本でのジェネリック医薬品の普及率は72・6%（平成30年9月薬価調査の速報値）であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいます。厚生労働省では、平成32年9月までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを80%以上にするという目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいます。

市では、ジェネリック医薬品を選択しやすきように、保険証交付時にお渡ししている小冊子「国保のしおり」へ「ジェネリック医薬品希望シール」を貼付していますので、保険証の余白に貼って医療機関等の窓口でご提示ください。

また、ジェネリック医薬品に切り

海外療養費制度を利用される方へ

国民健康保険に加入している方が、急病や突然の怪我など、やむを得ない理由で海外の医療機関で治療を受けた場合、帰国後、海外療養費の支給申請をしていただくと、適正と認められる海外療養費のうち、自己負担分を除いた診療費用分を支給しています。

海外療養費を申請する場合、治療を受けられた方のパスポートの提示（コピー不可）が必要になります。

【必要書類】

- ① 保険証
- ② 診療内容明細書
- ③ 領収明細書
- ④ 現地で支払った領収書の原本
- ⑤ 世帯主名義の口座番号の分かるもの
- ⑥ パスポート
- ⑦ 世帯主の印鑑

※②③が外国語のときは日本語翻訳文（翻訳者の住所、氏名も記載して押印）
ご不明な点は、国保年金課まで事前にお問合せください。

替えることによって、一定額以上の負担が軽減されると見込まれる方に対して「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りしています。しかしながら、薬や症状によってジェネリック医薬品に切り替えできないことがありますので、医師や薬剤師に相談してください。なお、この通知はジェネリック医薬品へ切り替えを強制するものではありません。

重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、医療費のムダになるだけでなく、治療に支障をきたすこともあります。

また、同じような効能のある薬が処方されることが多く、その薬をそれぞれ医師の指示通りに服用することは、結果的に正しい服薬にならず、効果が得られないばかりか、病状を悪化させることもあります。

現在の治療に不安などがあるときは、まず医師に伝え、話し合ってみましょう。

こくほ博士の

国保ぶち講座



かかりつけ医・かかりつけ薬局って？の巻

Q 最近、かかりつけ医という言葉聞きくけど、どういうこと？

A 病院にかかる時に、初めて会うお医者さんに自分の症状を正確に伝えることは難しくないかな？

かかりつけ医がいると、これまでの治療の記録から、病状を適切に判断し、その人に合った治療をしてくれるんじや。

Q そうなんだ。じゃあ、かかりつけ薬局はどうして必要なの？

A 例えば、頭が痛くてかかりつけ医で頭痛薬をもらった。次の日、今度は歯が痛くなって歯医者さんで痛み止めをもらった。違うお医者さんで出してもらった薬だから2種類の薬を飲まなくちゃいけないと思ってしまうんじや。

でも、この2つの薬は名前は違っても同じ効き目の薬なんじや。そんな時、かかりつけ薬局を決めておくのと歯医者で処方してもらった薬が必要かどうか判断してくれるんじや。

いろいろなお医者さんで処方してもらった薬もかかりつけ薬局で飲み合わせについて教えてくれるんじやよ。Q そうなんだ。じゃあ、ほくもかかりつけ医・かかりつけ薬局を決めよう！



国保だよりは、野田市ホームページから閲覧、印刷ができます。